

(別紙 2)

関係法令の定め

総合支援法

5 1 条 (目的)

この法律は、障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）、知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、
10 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

15

1 条の 2 (基本理念)

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児
20 が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ
25 計画的に行わなければならない。

2条（市町村等の責務）（令和4年法律第104号による改正前のもの。以下同じ。）

1 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

5 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第7号に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その
10 他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用すること
15 ができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努
20 めなければならない。

4条（定義）（令和4年法律第104号による改正前のもの。以下同じ。）

1 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害
25 者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者…（中略）…のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる

障害の程度が主務大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。

4 この法律において「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分をいう。

5

5条（令和4年法律第76号による改正前のもの。以下同じ。）

1 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、

10 「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設…（中略）…その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する
15 場所として厚生労働省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

23 この法律において「継続サービス利用支援」とは、第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は第51条の5第1項の規定により地域相談支援給付決定を受けた障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、第23条に規定する支給決定の有効期間又は第51条の8に規定する地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障害者等又は当該地域相談支援給付決

20

25

定に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

5 一 サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

10

15条（市町村審査会）

第26条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に第19条第1項に規定する介護給付費等の支給に関する審査会（以下「市町村審査会」という。）を置く。

15 19条（介護給付費等の支給決定）

1 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

20 2 支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。

20条（申請）（令和4年法律第76号による改正前のもの。以下同じ。）

25 1 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第1項及び第22条第1項の規定により

障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。…（後略）

5

21条（障害支援区分の認定）

1 市町村は、前条第1項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。

10 2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

22条（支給要否決定等）（令和4年法律第76号による改正前のもの。以下同じ。）

15 1 市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。

20 2 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第9条第7項に規定する身体障害者更生相談所（第74条及び第76条第3項において「身体障害者更生相談所」という。）、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所（以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。）その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

25

3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令
5 で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省
10 令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。

6 市町村は、前二項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第1項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。

7 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として
15 厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。

8 市町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

20

23条（支給決定の有効期間）（令和4年法律第76号による改正前のもの。以下同じ。）

支給決定は、厚生労働省令で定める期間（以下「支給決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

25 24条（支給決定の変更）（令和4年法律第76号による改正前のもの。以下同じ。）

1 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給

量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第22条第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行することができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。

3 第19条（第1項を除く。）、第20条（第1項を除く。）及び第22条（第1項を除く。）の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 6 市町村は、第2項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

28条（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給）

15 1 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第30条の規定により支給する給付とする。

一 居宅介護

二 重度訪問介護

三 同行援護

四 行動援護

20 五 療養介護（医療に係るものを除く。）

六 生活介護

七 短期入所

八 重度障害者等包括支援

九 施設入所支援

25

29条（介護給付費又は訓練等給付費）（令和4年法律第76号による改正前のもの。以

下同じ。)

1 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき…（中略）…は、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額

二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

4 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があったものとみなす。

5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「総合支援法施行令」という。）

1 条（法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病）（令和5年政令第126号による改正前のもの。以下同じ。）

10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

15 10 条（障害支援区分の認定手続）（令和5年政令第126号による改正前のもの。以下同じ。）

20 1 市町村は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）又は特例訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）の支給決定（法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けようとする障害者から法第20条第1項の申請があったときは、同条第2項の調査（同条第6項の規定により嘱託された場合にあっては、当該嘱託に係る調査を含む。）の結果その他厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、当該障害者について、その該当する障害支援区分に関し審査及び判定を求めるものとする。

25 2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害支援区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。

1 1 条（支給決定の変更の決定に関する読替え）

法第 2 4 条第 3 項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 0 条第 2 項	前項の申請があったときは、次条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	第 2 4 条第 2 項の支給決定の変更の決定（同条第四項の障害支援区分の変更の認定を含む。）のために必要があると認めるときは
	当該申請	当該決定
第 2 2 条第 8 項	交付し	返還し

5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下「総合支援法施行規則」という。）

1 条の 3（法第 5 条第 2 項及び第 4 項に規定する厚生労働省令で定める便宜）（令和 5 年厚生労働省令第 4 8 号による改正前のもの。以下同じ。）

10 法第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助とする。

1 条の 4（法第 5 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定めるもの）（令和 5 年厚生労働省令第 4 8 号による改正前のもの。以下同じ。）

15 法第 5 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものとする。

6 条の 2（法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等）（令和 5 年厚生労働省令第 4 8 号による改正前のもの。以下同じ。）

法第 5 条第 9 項に規定する厚生労働省令で定める障害者等は、常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり
5 の状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものとする。

7 条（支給決定の申請）1 項（令和 5 年厚生労働省令第 4 8 号による改正前のもの。以下同じ。）

10 法第 2 0 条第 1 項の規定に基づき支給決定の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第
15 2 7 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び当該障害児の保護者との続柄

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等（法第 1 9 条第 1 項に規定する介護給付費等をいう。第 1 2 条第三号及び第 1 7 条第三号において同じ。）及び地域相談支援給
20 付費等（法第 5 1 条の 5 第 1 項に規定する地域相談支援給付費等をいう。第 3 4 条の 3 1 第 1 項第二号、第 3 4 条の 3 5 第二号及び第 3 4 条の 4 4 第二号において同じ。）の受給の状況

五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスをいい、同条第 2 項に規定する訪問介護、同条
25 第 7 項に規定する通所介護及び同条第 9 項に規定する短期入所生活介護に限る。第 1 2 条第 7 号及び第 1 7 条第 7 号において同じ。）を利用している場合には、その利用の状況

六 当該申請に係る障害福祉サービスの具体的内容

七 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

5

8条（法第20条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項）（令和5年厚生労働省令第48号による改正前のもの。以下同じ。）

法第20条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

10 一 法第20条第1項の申請に係る障害者等の介護を行う者の状況

二 当該障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前条第1項第三号から第五号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況

三 当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容

15

12条（法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項）（令和5年厚生労働省令第48号による改正前のもの。以下同じ。）

法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

20 一 法第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況

二 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況

25 四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援又は同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況

五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況

六 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（第三号から前号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況

5 七 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容

八 当該申請に係る障害者等の置かれている環境

九 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

10 12条の2（法第22条第4項に規定する厚生労働省令で定める場合）（令和5年厚生労働省令第48号による改正前のもの。以下同じ。）

法第22条第4項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第20条第1項の申請をした場合とする。…（後略）

15 12条の3（サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続）

市町村は、法第22条第4項の規定に基づきサービス等利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第20条第1項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し通知するものとする。

20 一 法第22条第4項の規定に基づき支給要否決定を行うに当たって当該サービス等利用計画案を提出する必要がある旨

二 当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限

13条（法第22条第7項に規定する厚生労働省令で定める期間）（令和5年厚生労働省令第48号による改正前のもの。以下同じ。）

25 法第22条第7項に規定する厚生労働省令で定める期間は、1月間とする。

16条（法第24条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項）（令和5年厚生労働省令第48号による改正前のもの。以下同じ。）

法第24条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給量とする。

5 17条（支給決定の変更の申請）

法第24条第1項の規定に基づき支給決定の変更の申請をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合には、当該障害児の氏名、生年月

10 日、個人番号及び支給決定障害者等との続柄

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況

五 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況

六 当該申請に係る障害福祉サービスの具体的内容

15 七 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由

八 その他必要な事項

24条（介護給付費又は訓練等給付費の支給）

市町村は、法第29条第1項の規定に基づき、毎月、介護給付費又は訓練等給付費を支給

20 するものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）（令和3年厚生労働省告示第378号による改正前のもの）

25 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。

七十六 筋萎縮性側索硬化症

以 上